

# 中津市立学校・園の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年1月

中津市教育委員会

## 【目次】

1	計画の趣旨・現状	1
2	計画の目的	1
3	計画の期間と目標	2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	
	(1) 勤務時間の意識改革	3
	① 勤務時間の把握・管理	
	② 完全定時退庁日（週1回）の設定	
	③ 学校閉庁日の設定	
	④ 学年末休業開始日の繰り上げ	
	⑤ 余剰授業時数の活用	
	⑥ スロースタートの実施	
	⑦ 学校施設時間の徹底	
	⑧ 電話対応の取り組み	
	(2) 業務の削減・適正化	4
	① 会議等の縮減・精選	
	② 部活動の改善	
	③ 働き方改革検討委員会の実施	
	④ 中津市共有フォルダ education の充実	
	⑤ デジタル化の推進	
	⑥ 学校徴収金の効率化に向けた研究	
	⑦ 対応が困難なケースへの支援体制の構築	
	⑧ 学校評価の充実	
	(3) 「チーム学校」の機能強化	6
	① 学校事務職員の学校運営への参画	
	② 専門スタッフの配置・連携促進	
	③ 専門性を生かした指導体制の充実	
	④ コミュニティ・スクールの取組の拡充	
	(4) 体調管理の促進	7
	① メンタルヘルス対策の促進	
	② 健康診断内容の拡大	
	③ ストレス診断結果の活用	
5	今後のフォローアップについて	8
6	関連する取組：総合教育会議、各学校・園への対応	8

## 1 計画の趣旨・現状

看過できない教職員の超過勤務の実態を改善し、自らの授業(保育)を磨くとともに日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが重要である。

令和7年6月に改正された教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、学校における働き方改革をさらに推進するため、関係者全員が目的を共有しながら、取組を不断に進めていくために本実施計画を定める。

## 2 計画の目的

教職員の長時間勤務についての要因等の分析を踏まえ、限られた時間の中で教職員の専門性を生かしつつ、授業改善のための時間や幼児児童生徒に向き合う時間を確保できる勤務環境を整備する。

- 基本的には、各学校・幼稚園の主体性を大切にしながら行っていく。(各校の勤務実態改善計画)
- 教育委員会は、学校環境の整備や慣行的に進められてきた取組の見直し等、学校だけでは解決できない抜本的な方策や取組を講じ、学校の業務改善を後押しする。
- 膨大になってしまった学校及び教職員の業務を、学校と教師の業務の3分類をふまえ、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務」等で整理し、各学校や地域の実情に応じて、役割分担・適正化を図っていく。
- 多様な専門性や経験を有する専門スタッフ等が、学校の教育活動に参画することで「チーム学校」体制を踏まえた学校の組織マネジメントを一層重視し、効果的な学校運営体制の強化を図る。
- 上限方針を遵守することを求めるのみであってはならない。業務の持ち帰りが行われている実態についても、その把握に努め、縮減のための方策を講じる。



### 3 計画の期間と目標

今後5年間（令和8年度～令和12年度）を目途に取組を推進することとし、段階的に改善を図るため、下記の達成目標を年度ごとに定める。

#### 《令和8年4月～ 令和9年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和6年4月～令和7年3月結果	令和8年4月～令和9年3月 （達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月	13.8%	12%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月	0.1%	0%
3	時間外在校等時間（年間月平均）	30時間15分	28時間
4	ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期）	61%	65%

#### 《令和9年4月～ 令和10年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和8年4月～令和9年3月結果	令和9年4月～令和10年3月 （達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月		9%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月		0%
3	時間外在校等時間（年間月平均）		26時間
4	ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期）		70%

#### 《令和10年4月～ 令和11年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和9年4月～令和10年3月結果	令和10年4月～令和11年3月 （達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月		6%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月		0%
3	時間外在校等時間（年間月平均）		24時間
4	ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期）		80%

#### 《令和11年4月～ 令和12年3月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和10年4月～令和11年3月結果	令和11年4月～令和12年3月 （達成目標）
1	時間外在校等時間（年間540時間以上）割合 ※月45時間×12月		3%
2	時間外在校等時間（年間960時間以上）割合 ※月80時間×12月		0%
3	時間外在校等時間（年間月平均）		22時間
4	ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が100以下の学校の割合（後期）		90%

《令和 12 年 4 月～ 令和 13 年 3 月》

	現状と達成目標（幼稚園を含む）	令和 11 年 4 月～ 令和 12 年 3 月 結果	令和 12 年 4 月～ 令和 13 年 3 月 (達成目標)
1	時間外在校等時間（年間 540 時間以上）割合 ※月 45 時間×12 月		0%
2	時間外在校等時間（年間 960 時間以上）割合 ※月 80 時間×12 月		0%
3	時間外在校等時間（年間月平均）		20 時間
4	ストレスチェックの健康リスク（量・コントロール） の値が 100 以下の学校の割合（後期）		100%

※本計画の取組成果の検証・評価は 2 学期（12 月）の「働き方改革検討委員会」で行う。

〈参考〉時間外在校等時間とは …「在校等時間」の総時間から所定の勤務時間を減じた時間

※「在校等時間」からは休憩時間を除く。

※超勤時間 月 80 時間は過労死ラインの目安である。（厚生労働省 2010.2）

○4 月から 3 月までの 1 年間の時間外在校等時間を集計し、12 月の働き方改革検討委員会で中間総括を行いながら、具体的な取組を見直し、2 月の働き方改革検討委員会を経て、3 月の校長会議で次年度の具体的な取組を示す。

4 月当初の校長会議において新年度の目標確認を行う。

#### 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

##### (1) 勤務時間の意識改革

###### ①勤務時間の把握・管理

○タイムカードにより、始業前業務・終業後業務・休日業務時間を把握する。（事務職員を含む）

※「持ち帰り時間」は長時間勤務記録票により把握し、中津市教育委員会（以下、市教委という）へ報告する。

※「休憩時間中」に業務を行った場合は、当分の間、長時間勤務記録票で把握し、市教委へ報告する。

###### ②完全定時退庁日（週 1 回）の設定

○毎週水曜日を基本とする。

###### ③学校閉庁日の設定

○夏季休業日、冬季休業日の中で、連続して 1 週間を確保できるよう学校閉庁日を設定する。（土日を含む）

※緊急連絡は、市教委が対応する。（事件・事故報告等）

###### ④学年末休業開始日の繰り上げ

○修了式の日を、3 月 26 日から 3 月 24 日に変更する。（学校管理規則を変更済み）

## ⑤余剰授業時数の活用（校時表の見直し）

○週1時間を研修・打合せ等の時間として確保するために、週1回、水曜日以外に5校時までの日を設定する。週あたりの時間数の上限を28時間とする。（小学校）

※曜日については、各小学校の実態に合わせて設定する。

## ⑥スロースタートの実施

○児童生徒及び教職員の心身のゆとりや熱中症対策等を考慮して、1学期は入学式まで、2学期は始めの1週間程度スロースタートの取組を実施する。

※当面の間、小学校は給食後下校、中学校は5校時終了後下校とする。

※期間中は、部活は行わないこととする。

## ⑦学校施錠時間の徹底

○19:00施錠を確実に実施する。

※管理職等は、18:30から戸締りや電気を切る等、施錠の準備と声かけを行う。

※部活動等で休日に校舎内へ入る場合は、事前に管理職等に許可をもらい、鍵を受け取る。

※今後の施錠計画（R9年度…18:30、R10年度～…18:00）

## ⑧電話対応の取り組み

○勤務時間外は、留守番電話による対応を行う。

※留守番電話の設定時間（小学校17:30～7:45、中学校18:30～7:30）

今後、録音機能、及びメッセージ機能等の付加についても効果を確認した上で順次導入に向け検討する。

## （2）業務の削減・適正化

### ①会議等の縮減・精選

○市教委主催の会議を精選する。

※市教委主催の会議や研修は、終了時刻を16:30とする。

○引き続き「集まらなければならないもの」「伝達で済むもの」を整理し、オンライン研修等を活用しながら時間を有効に使えるよう見直しに努める。

○調査・作品依頼を引き続き精選に努める。

○学校行事は、「実施の有無」「準備期間」「実施内容」の観点から必ず見直しを行う。

※コロナ下での各種行事経験を活かす。

### ②部活動の改善

○中津市部活動地域展開検討委員会を設置し、関係各課と連携しながら、令和13年度末までの展開の完了に向け準備を進める。

○「生徒主体型部活動」推進モデル校を指定し、地域展開に向けた部活動の取組を推進する。

○各学校は「学校の部活動に係る活動方針」を年度当初に策定し、学校HP等で公表する。

※「部活動を休む日」を徹底する。

・1週間の中で、土曜日曜のうち1日、平日1日の合計2日は休む。

・土日に大会がある時は、平日に代わりの休みを設ける。

・土日：練習試合も練習としての扱いとする。

・試験の前は部活動を行わない。（定期テスト前の3日間）

※部活動の終了時刻を徹底する。

- ・夏季は 18:00 まで、冬季は 17:30 までを終了時刻とし、職員は、夏季は 18:30、冬季は 18:00 までに退庁する。

※部活動時間を徹底する。

今後の予定		平日（終了時刻）	土日
R8年度	夏季（4月～9月）	2時間以内（18:00）	3時間以内
	冬季（10月～3月）	1時間30分以内（17:30）	3時間以内
R9年度	夏季（4月～9月）	1時間30分以内（17:30）	3時間以内
	冬季（10月～3月）	1時間以内（17:00）	3時間以内
R10年度～地域展開完了まで		1時間以内（17:00）	3時間以内
		地域展開	地域展開

※学校単位で参加する大会等の見直しをする。

※市内中学校に部活動推進校を設け、成果や課題を交流する。

※令和11年～13年度中に地域展開完了予定

### ③働き方改革検討委員会の実施

- 年度初めに推進計画、重点的取組の確認を行う。
- 各校ごとに勤務実態改善計画を策定し、職員での共通理解と学期ごとの見直しを実施する。
- 12月に中間総括を行い、具体的な取組を見直し、2月の働き方改革検討委員会を経て3月の校長会議で次年度の具体的な取組を各校に示す。

### ④中津市共有フォルダ education の充実

- 新教材・指導案・書類様式等の発信を行い、随時更新する。
- 市教委は各校の「勤務実態改善計画」の取組等の好事例を発信する。

### ⑤デジタル化の推進

- 校務支援システム等、ICTの効果的な活用の研究を進める。
  - ・法律上の定めのあるものを除き押印の廃止を進める。
  - ・iPad貸与職員の拡充を図る。（用務員以外の会計年度任用職員にも貸与）
- 保護者と学校との相互の効率的な連絡方法について協議を進める。
  - ・保護者間連絡メールシステム「すぐーる」を活用する。（集約のアンケート、募集要項等）

### ⑥学校徴収金の効率化に向けた研究

### ⑦対応が困難なケースへの支援体制の構築

- 「中津市立学校・園 カスタマーハラスメント対応マニュアル」に沿って関係機関と連携して学校（園）支援を行う。

### ⑧学校評価の充実

- 「学校評価の4点セット」に全校共通の達成指標を設定し、各職場における働き方改革の徹底を図る。

### (3)「チーム学校」の機能強化

#### ①学校事務職員の学校運営への参画

○総務・財務等に通じる専門職である事務職員の学校運営への参画を一層拡大するため、定期的に話し合いを持ち改善に努める。(事務職員の標準的職務内容表・・2005.3.3 県通知)

#### ②専門スタッフの配置・連携促進

○「チーム学校」の機能を充実させるため専門スタッフの配置と協働を促進する。

スクールカウンセラー (SC)	児童生徒の心理的課題についてカウンセリングやアセスメント等を行い、学校や関係機関等と連携して、心理的側面から適切な支援を行う。
スクールソーシャルワーカー (SSW)	児童生徒・保護者が置かれた様々な環境問題への社会福祉援助に基づく働きかけを行う。
部活動指導員	部活動の実技指導、学校外での大会、練習試合等の引率、用具、施設の点検・管理、保護者等への連絡等を行う。
日本語指導員	小中学校の授業(国語)において、海外からの転入児童生徒に対して担当教員とともに日本語指導を行う。
登校支援員	別室登校の児童生徒の支援を行う。
学校図書館司書	学校図書館に関わる業務全般及び授業サポート、その他、校長が必要と考える業務について、担任等と連携して行う。
スクールサポートスタッフ (SSS)	教職員の業務削減のため配置し、校長が必要と考える業務を行う。
GIGA スクールサポーター	ICT機器の設置準備、操作方法等のサポート、情報教育関連研修のサポート等を行う。

#### ③専門性を生かした指導体制の充実

- 小学校の教科担任制を全小学校で導入する。(業務の効率化、学力向上、生徒指導等の目的)
- インクルーシブ教育推進モデル園を新設する。(幼稚園)
- 教科担任制推進のための専科教員・英語専科教員・体育専科教員を配置する。(小学校)

#### ④コミュニティ・スクールの取組の拡充

- コミュニティ・スクールを働き方改革の視点からも積極的に活用する。
  - ・学校の教育目標やビジョンを地域と共有→学校の応援団→「地域とともにある学校づくり」への転換を進める。
    - ※R8年度より働き方改革の取組については、学校運営協議会の承認が必要
  - ・児童生徒の登下校の安全の見守り等

#### (4) 体調管理の促進

##### ①メンタルヘルス対策の促進

- 教職員メンタル相談（月1回）を開催する。
- 時間外在校等時間が月80時間超の職員への産業医による面談を実施する。また、3か月平均45時間を超える職員については、引き続き校長による面談を実施し心身の状況を把握するとともに、必要に応じて産業医の面談へと繋いでいく。

※病休・休職者の実態（メンタル）

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
16(10)	17(15)	14(10)	7(7)

##### ②健康診断内容の拡大

- 脳ドックの一部補助を開始する（令和2年度から）（平成30年度から検査4項目追加）
  - 健康診断の全員実施とともに、精密検査の全員受診を徹底する。
- （参考）定期健康診断・精密検査等のサービスについて

	内 容	服 務	備 考
1	定期健康診断	出張	
2	定期健康診断による精密検査及び再検査	出張又は職専免	「※受診要件」参照
3	人間ドック	職専免	
4	人間ドックによる精密検査及び再検査	職専免	
5	人間ドックによる精密検査及び再検査 （人間ドックを定期健康診断に代えた場合）	出張又は職専免	2と同様

※受診要件（H28(2016).5.20付 教委教人第804号）

（職務命令を発する場合は「出張」とする）

- ・職務命令を発する場合は、旅行命令の用務地は、必要な検査ができる勤務地又は居住地の最寄りの医療機関とする。
- ・職務命令の取扱い期限は、健康結果受理後から1ヶ月以内とする。ただし医療機関の予約状況により受診できない場合等はこの限りではない。

##### ③ストレス診断結果の活用

- ストレス診断（年2回）を行い、実施率を100%にする。
- ストレスチェックの結果、高ストレス者に対しては、実施者（福利課）よりフォローのための連絡と医師による面接指導の勧奨をメールにて行う。本人から申し出があった場合、校長は必要書類を準備し市教委へ提出する。
- 実施後の「集団分析結果」を活用し、個人や職場環境の見直しを行い改善に向けて取り組みを徹底する。

## 5 今後のフォローアップについて

教職員の業務が長時間に及ぶ状況が課題となって久しい。

教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮し、生き生きと児童生徒への教育に取り組める環境を保障することにより、教職員の働きやすさと働きがいと両立するために、学校における働き方改革が急務となっている。

業務分担の見直しや適正化に当たっては、その業務の在り方自体を見直し、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく業務の精選に取り組み、学校及び教職員が行う業務を縮減していく姿勢が必要である。

その上で、教育の質の向上に向けて働き方改革を進めるためには、学校内外の人的・物的資源を有効に活用しつつ、「チーム学校」の考え方の下、一人一人の教職員が業務を自己完結的に抱える「個業」型の業務遂行から、業務を他の教職員や事務職員、支援スタッフ等と分担し「協働」していくことへのシフトチェンジが求められる。また、各教職員に対しては自らの働き方（時間外在校時間）について意識し、自己管理できるように促していきたいと考える。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進するため、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第68号）が施行された。その中で新たに設けられた給特法第8条第1項において、業務量管理・健康確保措置実施計画の策定や、実施状況の公表及び総合教育会議への報告等が示されている。

中津市教育委員会、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が学校の現状や課題を共有し、相互に連携・協働しながら、取組を実施し、検証及び改善を重ねていくことが必要である。

## 6 関連する取組：総合教育会議、各学校・園への対応

### （1）総合教育会議への報告

- ・毎年度の総合教育会議において、本実施計画における達成目標の進捗状況等の報告を行う。また、本実施計画を変更する場合も、総合教育会議にて報告を行う。

### （2）達成指標における取組状況の公表

- ・毎年度、本実施計画における達成目標の進捗状況をホームページ等で公表することで、取組の着実な推進に努める。具体的なデータをもとに成果や課題を整理し、必要に応じて取組内容の見直し・改善を行うなど、達成指標のクリアに向けて取り組む。

### （3）各学校・園への対応

- ・各学校・園については、令和2年度からICT（中津市共有フォルダ education 等）の活用やタイムカードによる客観的な勤務時間の把握を行うとともに、各勤務実態改善計画を定め、勤務時間の適正化に向けた取り組みを推進してきた。
- ・中津市教育委員会は、中津市立学校・園の教育職員に係る「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定し、中津市の全ての学校・園が主体的に働き方改革を推進していけるよう積極的な支援を行っていく。
- ・学校における働き方改革が円滑に進むよう、校長会議や教頭会議の場や、エデュケーションを活用した積極的な情報提供や好事例の紹介を行うとともに、課題の共有を図りながら教育現場と連携・協力して取り組みを進めていく。